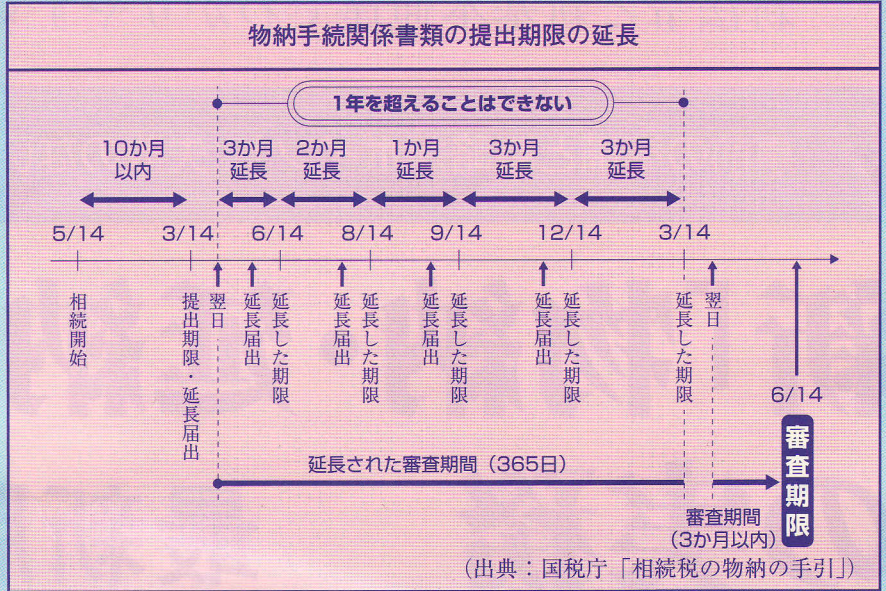


ポイント

- ① 1度の届出によって延長できる期間は3か月
- ② 延長した期間内に書類の提出ができない場合➡その延長した期限内に「再延長届出書」を提出➡さらに3か月延長
- ③ 再延長は何回でもできるが、延長できる期間は、当初の物納申請期限の翌日から1年を超えることはできない



## 第3 延納に係る利子税

### 1 相続税の延納に係る利子税

(1) 原則

相続税の延納の許可を受けた場合には、その延納期間の日数に応じて次の(2)の割合による利子税が課される。この利子税は延納に係る相続税にあわせて納付しなければならない(通則法64①、相法52)。

(2) 利子税の割合

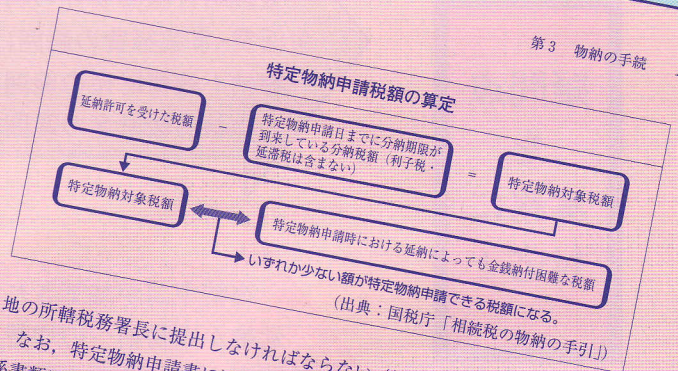
① あらまし

利子税の割合は、次の表のとおりである(措法70の11・93)。

相続税・贈与税の延納利子税の割合					
区 分	延納期間(最高)	延納利子税割合(年割合)	特例		
			旧		
相続税	不動産等の割合が75%以上の場合	①動産等	10年	5.4%	3.0%
		②不動産等	20年	3.6%	2.0%
		③計画伐採立木	20年	1.2%	0.6%
	不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	④動産等	10年	5.4%	3.0%
		⑤不動産等	15年	3.6%	2.0%
		⑥計画伐採立木	20年	1.2%	0.6%
	不動産等の割合が50%未満の場合	⑦一般の延納相続税額	5年	6.0%	3.3%
		⑧立木の割合が30%を超える場合の立木	5年	4.8%	2.4%
		⑨特別緑地保全地区等内の土地	5年	4.2%	2.1%
		⑩計画伐採立木	5年	1.2%	0.6%
贈与税	延納贈与税	5年	6.6%		

(注)1 上記の利子税の割合について、注意すべき事項は、次の通りである。

- (1) 上表の「延納利子税割合」は、租税特別措置法第77条第1項第1号の軽減された割合で、実質的には、この割合が原則である。
- (2) 上表の「特例割合」は、租税特別措置法第93条の第1項第1号の法定歩合に連動した割合で、現在の実務において適用されている。



地の所轄税務署長に提出しなければならない(相法48の2①)。

なお、特定物納申請書に添付して提出することとされている物納手続関係書類については、その提出期限の延長はできない。

また、提出があった物納手続関係書類についてその記載に不備があることまたはその提出がないことについて補完通知により、物納手続関係書類の訂正または提出を求められた場合には、その補完に係る期限の延長はできないことから、その補完通知を受けた日の翌日から起算して20日以内にその物納手続関係書類の訂正または提出を行わない場合は、その特定物納申請は取り下げられたものとみなされる(相基通48の2-8)。

(4) 審査期間

税務署長は、上記(3)の申請書の提出があった場合においては、その申請者およびその申請に係る事項について特定物納の要件に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、その提出があった日の翌日から起算して3か月以内に、その申請に係る特定物納の許可を求めようとする税額の全部または一部について、その特定物納に係る財産ごとにその特定物納の許可をし、またはその申請の却下を行う(相法48の2③)。

この場合において、特定物納に充てようとする財産が、特定物納の許可を受けようとする延納税額の担保となっている場合には、その財産について他の私債権の担保権の目的となっていない場合に限り、相続税法施行規則第21条第1項第1号の不動産に該当しないものとして取り扱われる。